学校職員の勤務実態等調査の結果について

Ⅰ　調査の目的

学校職員の勤務実態及び県教委や各市町村教育委員会が定める規則等の遵守に向けた取組状況を把握し，今後の業務改善に向けた取組の参考にする。

Ⅱ　調査の概要

１　調査対象校　　小・中・義務教育学校及び県立学校

２　調 査 期 間　　令和７年度上半期（令和７年４月～令和７年９月）

３　調 査 校 数　　763 校

小・中・義務教育学校 682 校

※　小中併設校は小・中校種別，義務教育学校は前期・後期課程別に集計。

県立学校　81 校

※　定時制，通信制はそれぞれ１校として集計。

※　楠隼中，いろは中は高等学校に含めて集計。

４　調査内容等　令和７年度上半期（令和７年４月～令和７年９月）における本県学校職員の勤務実態等の状況

比較対象とした調査について

○　令和５年度上半期学校職員の勤務実態等調査

１　調査対象校　県内全ての小・中学校及び県立学校

２　調査期間　　令和５年４月～令和５年９月

○　令和６年度上半期学校職員の勤務実態等調査

１　調査対象校　県内全ての小・中学校及び県立学校

２　調査期間　　令和６年４月～令和６年９月

Ⅲ　調査結果

令和７年度上半期における本県公立学校職員の勤務実態調査結果によると，規則等で定める１か月あたりの時間外在校等時間において，月 45 時間以下であった割合は，小学校 82.4%，中学校 72.6%，高等学校 87.3%，特別支援学校 96.6%であった。

本結果を，令和５年度上半期，令和６年度上半期勤務時間調査と比較すると，全校種において，時間外在校等時間が月 45 時間以下の割合が増加するとともに，45 時間から 80 時間以下の割合が減少している。特に，小・中学校における月 45 時間以下の割合は，令和６年度上半期の調査と比べて約４ポイント上昇しており，一定の改善が見られる。

一方，80 時間を超える割合は横ばいの状態が続いており，小学校で約２%，中学校で約５%，高等学校で約１%で推移していることが分かった。

特に，月 80 時間を超える職員について，業務内容や校務分担等の実態を踏まえた要因の分析を行い，業務負担の軽減や学校における支援体制の強化など，重点的な支援・対策を講じていく必要がある。

【本県公立学校職員の１か月あたりの時間外在校等時間の状況】

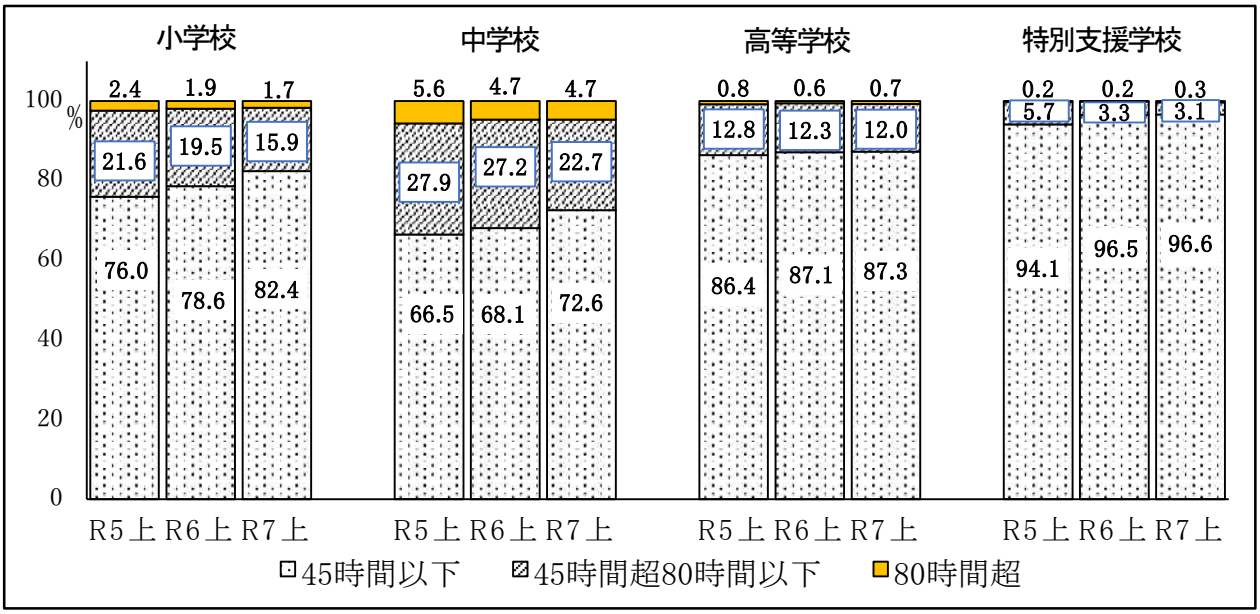

〈参考〉令和７年度教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査【結果概要】（令和８年３月，文部科学省）から

働き方改革の取組状況（令和７年度の状況）

〈令和６年度と比較して実施率が５ポイント以上上昇した取組〉

○　給特法・指針の改正等を踏まえた取組

・「在校等時間の目標の設定」（Ｒ６：60.7%→Ｒ７：71.0%）

・「総合教育会議における学校の働き方改革の議題化」（Ｒ６：43.2%→Ｒ７：49.7%）

○　「学校と教師の業務の３分類」に基づく取組

・「放課後から夜間等の見回り，児童生徒の補導時の対応を学校以外の主体が中心に対応」（Ｒ６：44.7%→Ｒ７：49.8%）

・「学習評価や成績処理への支援スタッフの参画」（Ｒ６：49.3%→Ｒ７：60.0%）

Ⅳ　今後の取組について

令和７年６月の給特法の改正により，学校における働き方改革を更に推進するため，教育委員会（服務監督教育委員会）は教育職員の業務量を適切に管理し，健康や福祉の確保を図るための「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し，公表することが義務付けられた。

政府は，１箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度にするとともに，１箇月時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員を早急に解消することを目標としており，本県においても，この層に対する支援や対策が急務となっている。

そのため「業務改善実践校モデル事業」の成果の横展開を確実に図るとともに，「学校又は教師の業務の３分類」を踏まえた好事例の情報提供を行うなど，学校の多様な実態に応じた働き方改革を一層推進していく必要がある。

今後も，各学校や市町村教育委員会と連携しながら，計画に基づく取組を着実に推進してまいりたい。